

2020年3月12日

## 企業会計審議会 第47回監査部会に関する意見書

SMB C日興証券株式会社  
株式調査部シニアアナリスト  
大瀧晃栄

○本監査部会で示された「監査基準の改訂について（公開草案）」及び「中間監査基準の改訂について（公開草案）」については、会計監査の拡充に伴う改訂であり、財務諸表利用者は大いに歓迎している。

○2つの公開草案について財務諸表利用者として概ね同意できるが、下記の3つの点について意見を申し上げたい。

○「その他の記載内容」については、会社法の事業報告も対象になると理解しているが、監査報告書日までに事業報告が入手できない場合について懸念がある。第45回監査部会において、日本公認会計士協会様から配布資料2を用いて国際監査基準(ISA)720(改訂)監査実務の変更点をご説明いただいたが、その中で監査報告書日までにその他の記載内容が入手できない場合、「この監査報告書の日付以後に当監査法人に提供されることが予定されている。」との報告がなされることが紹介されている。本公開草案では、監査報告書日までに事業報告が入手できない場合についての記載はないが、仮に実務として監査報告書日までに事業報告が入手できないことが頻発し、かつ、監査報告書においてISA720のような報告がなされた場合、「その他の記載内容」に関する運用の実効性が損なわれることになろう。旧商法における会計監査では、営業報告書（会計に関する部分）についても監査対象だったことに鑑みれば、監査人は、監査報告書日までに入手できた事業報告について「その他記載内容」の関する必要な監査手続を実施し、監査報告書において「その他記載内容」に関する必要な報告をすべきであると考え。現状の公開草案のように、入手できない場合等を特段記述しないことも考えられるが、監査報告書日までに入手できた事業報告をもって、監査手続を実施することを明文上明らかにすることも必要かもしれない。

○適用時期について、KAM（監査上の主要な検討事項）の導入の一年遅れとなる、2022年3月決算に係る財務諸表の監査から実施することが提案されている。しかし、「その他の記載内容」について、新たな監査証拠の入手が求められていないことを踏まえれば、財務諸表利用者の利便性を優先し、KAMの導入と同時期である、2021年3月決算に係る財務諸表の監査から適用していただきたいと考えている。

○中間監査基準の公開草案では、「その他記載内容」に関する改訂が織り込まれていない。中間決算と年度決算の監査水準は何ら変わらないはずである。中間決算という理由だけで「その他記載内容」に関する改訂を省略する合理性はないと考える。財務諸表利用者としては、中間監査基準にも同様に「その他記載内容」に関する改訂を織り込むべきであると考ええる。

以上